

伊の岬狼煙場跡を望む

の火立場より狼煙を上げ、高知城下に向けて同じく狼煙により次々に通報するもので、伊の岬の火立場は興津岬に通報する中継地であり、始発地からは早馬で、郡奉行所、土佐藩庁に詳細を報告し、報告を受けた郡奉行は直ちに所属の民兵その他の警備要員を動員する。つまりこの狼煙場は、土佐湾岸警備の為設置された。

太平洋戦争の末期狼煙場の側に湾岸警備の為設置された防空監視哨の跡があり、鉄筋コンクリートの哨舎が今も残っている。

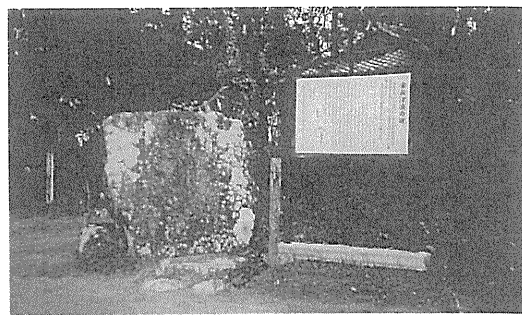
(五) 安政津浪の碑(記念物)

大方町入野松原、加茂八幡宮の境内にある。嘉永七年一月五日(一八五四)午後四時すぎ突如大激震が起り、次いで大津浪が押し寄せた。

碑は安政四年後世への警告を念じて建立されたもので、高さ約一・九五メートル、幅約一・八〇メートルで、蛸瀬川辺よりの採石に次の碑文が刻まれている。

碑文

嘉永七甲寅の歳十一月四日昼微々の震動有潮海濤に流れ溢る土俗是を名て鈴波と云ふ是則海嘯の兆也其翌五日朝土俗海濤に至に満眼の海色洋々として浪静也欣然として家に帰り平素の業を事とす時に申剋(刻)に至て忽大震動瓦屋茅屋共崩家と成满眼に全家なし気埃濛々として暗西東人俱に後先を争ふて山頂に登山上より両川を窺見るに西牡蠣瀬川東吹上川を漲り潮正溢る是即海嘯也最初潮頭緩々として進第二第三相追至第四潮勢最猛大にして突に胆を冷す家の漂流する事数を算ず通計に海潮七度進退す初夜に至て潮全く退く園は砂漠とな



安政津浪の碑

り田畛更に海と成る当時震動する事劇しく曾聞宝永四亥歳十月四日も同然今に至りて一百四十八年今此右此邑浦の衆人労を施して是を牡蠣川の辺より採て此記を乞来是を後人に告んが為ならん鈴浪果して海嘯の兆なり向來百有余年の後此言を知るべき也

安政四年丁巳六月朔

野並晴識

入野村 若連 中

(注) 碑文の冒頭に嘉永七甲寅の歳とあるが、この一〇月二七日に安政と改元されているために、安政の津浪という。

昭和四七年十一月三日大方町文化財(記念物)指定

四 白鳳の大地震

小島の沖の岩壁に刻まれた「ゆびさし」は白鳳の地震によつて水没したものである。

(備考) 白鳳という年号は私年号で公式のものではない。孝徳五年・斉明七年・天智元年・弘文元年・天武元年などに「白鳳元年」が私年号で用いられている。大地震のあった天武天皇の一三年(六八四)には年号の使用を止めていたので、当時よく用いられていた白鳳という私年号をこの地震の名として借用したものである。

天武天皇一三年一〇月『日本書紀』の記事の中に次のような記述がある。

壬辰(二四日)に、人定に至りて、大きに地震る。国こぞりて男女叫び唱ひてまどひぬ。則ち山崩れ河湧く。諸国の郡の官舎及び百姓の倉屋、寺塔神社、破壊之類あげて数ふべからず。是によりて人民及び六畜多く死傷す。時に伊予の温泉、没して出でず。土佐の国田苑五十余万頃、没して海と為る。

田苑五十余万頃という面積については古来いろいろの説があるが確説はない。「頃」は中国の田畑の面積の単位で、一〇〇畝と言ったり、一二畝半と言ったりして定説がない。

日本流に「頃」を「しろ」と訓み、「代」という字を宛てると、一代は六坪であるから五〇万頃は三〇〇万坪になると、

これをメートル法の面積に換算すると、一〇〇〇畝余ということになる。現在はこれが通説になっている。

伝説では、室戸岬から足摺岬に一線をひいた土佐湾全体が沈んだというものから、黒田郡など五つの郡が陥没したという説など、まちまちであるが、これは五十余万頃という数字から受ける妄想を誇大化したものであろう。

『皆山集』巻六の地震の部に、この大地震に関係のある黒田郡・野見千軒・戸島千軒などの伝説が載っており、この中に「幡多郡御坊畑庄屋先祖書」の記事として、「入野郷八町山二舟楫八丁掛八丁森ト申候、又上田ノ口村ノ南田野浦境山浪流此山流越ト申候」などという民間伝説も伝えられている。

町内出口集落に長崎という磯があり、暗礁となって二二歳余りの沖合まで続いている。この暗礁は、入野の「ゆびさし」とともに、白鳳の大地震で陥没した長崎の名残りではないかと思われる。白鳳以前には、入野平野の沖へは長崎半島が突出していて、入野付近は波静かな入江をなしていたのではあるまいか。

大古の官道を想定すると、伊予から土佐へ入り、城辺・

平田・竹島・有井川の各駅をつないで、高岡・吾川両郡の海岸線を興津・上ノ加江・須崎・高岡・朝倉・南国と、比江の国庁に達していたと考えられる。

白鳳の地震で、幡多・高岡両郡の海岸平野が陥没し、幡多まわりの官道の通行が困難になったので、地震から三三年後に、養老新道に変更になったのではあるまいか。

この官道の変更は、それ以後の幡多の民生に大きな影響を与えた。大化以前、波多の国造時代からそれまで維持してきた「土佐における幡多文化の優位性」は、官道変更を機に後退し、幡多は文化とは縁の遠い陸の孤島となつてしまったのである。

(備考) 白鳳の地震で入野平野が陥没し、早咲遺跡周辺の大集落が流失したことは「考古編」で詳述した弥生・古墳時代の遺物分布によつても想像することができる。

また早咲遺跡に続くおいげんさんの丘(現在は切り取られた平地となっている)の背後の加持寄りのハウス団地に灌水用の打抜きポンプを打ちこむと、所々鉄管の先端が通らないところがあるという。これは大津浪に流されてきた流木の幹が地底にうもつているからである。そ

の流木の枝葉に寄生した二枚貝の稚貝が長い間にそのまま土砂に埋まり、地下水を汲み出す打抜きポンプから白い薄い殻の貝殻となって無数に汲み出されるという。

そのハウス団地一带には白鳳の大津浪が上流から押し流してきた流木が無数に埋もれていて、かつてはそこらあたり一面に海水が浸入していたために、流木の枝に真珠貝などの稚貝が繁殖していたものと思われる。

白鳳以来一、三〇〇年、大地震によって海没した入野平野は、数世紀にわたる自然の営みと中世の大方郷を支配した入野氏の干拓事業によって復興したのである。

作している場合には、一人を二人として計上している場合があり得ることである。

次に考えられるのは、朝鮮の役における犠牲者が相当数に上ったことも、戸数減少と関係があるはずであるが、これについては確かな資料がないので単なる想像説である。しかし、天正慶長両度の地検帳が残っている佐賀村において、両者対照の結果、文禄の役後水主が半減している事実は、人夫として徴集された百姓にも犠牲者があったことを連想させるのである。

第三に考えられることは、長宗我部幡多進駐軍の引き揚げである。地検帳に見られるように上記の平野部には、長宗我部氏派遣の受給武士や進駐武士が多く、入野郷内在住武士団の三分の二は進駐軍であった。長宗我部政権の崩壊とともに進駐武士の大部分は給地を没収されたはずである。山内政権の兵農分離の原則に従って、武士から百姓になるには、気持の上でも、また環境の面でも耐え難いものがあつたのではあるまいか。従って一族郎党をひきつけてそれぞれの故郷へ次々に引き揚げたことが考えられる。

桑名弥次兵衛の一族で加持へ進駐していた桑名五郎兵衛の子供の墓は今も加持に残っているが、その一族が加持に居残った形跡はない。進駐地に残った例としては、上川口の小谷氏のみではないかと思われる。

とにかく領民の生活に、根底から生活条件の違う状況をもたらした領主交替劇そのものと、その前の朝鮮の役の記録に残されていない庶民の犠牲が、入野郷内に一〇〇年の歳月を費やしても癒えない、戸数の大幅減少という後遺症を残したのではあるまいか。

(備考) 『土佐州郡志』の編者緒方絳哲は備後三次藩の出身。土佐四代藩主豊昌の侍講として重く用いられた古学派の儒者である。

二 宝永の大地震(亥の大変)

宝永の大地震は宝永四年(一七〇七)亥の年の一〇月四日に起こった大地震で、白鳳の地震に次ぐ激震であつた。奥宮正明の『谷陵記』には、この大地震のさまを次のご

とく述べている。

宝永四丁亥十月四日未ノ上亥(午後一時)大地震起リ、山穿テ水漲シ川埋リテ丘トナル。國中ノ官舎民屋悉ク転倒ス。逃レントスレドモ目クルメキテ庄ニ打タレ或ハ頓絶ノ者多シ。又ハ幽岑寒谷ノ民巖石ノ為ニ死傷スルモ若干ナリ。係ル後ハ必高潮入ナルヨシ云伝フナドツブヤク所ニ、同下刻津浪打入テ海辺ノ在家一所トシテ残方ナシ。未ノ下刻(午後三時)ヨリ寅ノ刻(午前四時)マデ昼夜十一度打来ルナリ。中ニモ第三番ノ津浪高ク、山ノ半腹ニアル家モ多ク漂流ス。國中ノ死人二千余人。当国ニ限ラズ、伊予・阿波・紀伊・摂津・長門ノ海辺モ頗ル破壊ニ及ブ。其外四国・中国・関東ハ地震計ト云。(中略)

全般的な被害の概況を述べた後、土佐については、東の安芸郡から西の幡多郡までの津浪による被害を、各浦(村)別に述べているので、その中から入野郷を主とした幡多郡東部の被害について摘記する。

幡多郡

鈴、半七所、汐ハ山迄。

佐賀、亡所、汐ハ伊与喜ノ大境白石マデ。山間ノ家少シ残ル。

井田、亡所、汐ハ山迄。白浜モ同ジ。

有井川、半七所、汐ハ山迄。家ハ山上ニアル故多ク流レズ。

一宮親王ノ古跡多ク埋没ス。衣懸礁と云岩モ定汐高クナルニヨリテ見エズ。

上川口、半七所、汐ハ山迄。家ハ山上ニアル故中半残ル。

蟪川、汐ハ田丁下モ迄。

浮津、亡所。

鞭、汐ハ山迄。山上の家無事。

口湊川、汐ハ山迄。流家鮮シ。

入野、亡所、汐ハ山迄。此浜ノ松林ハ幡加茂ノ両社汐入トイ

ヘドモ流レズ。加茂ハ式社ナリ。右松林ハ鞭ヨリ下田ノ口マデ連続シ、其ノ樹ノ直キ事竹ノ如クニシテ且長短モナク、一国ノ壯觀ナリシガ、所々キレ損シ或ハ打折り、根コギニシ、又ハ根を洗ヒ出シケル故、大半ハ枯木トナル。

林ノ中間ニ古ヨリ汐ミチクレバ横二十間斗ノ江灣アリケルガ、高汐掘リウガチ、横四五斗ノ海トナリ、田丁六丁ホド上ミ浪打際トナル。此村ノ地高千三百石、

谷々ニ残ル所ノ田畠纔ニ九十石、里人生業ヲ失フモ理ナリ。

鹿持、亡所、汐ハ山迄。山上ノ家ハ全シ。田丁ハ一面ノ海ニナル。矢玉猿飼ト云フ所ノ山間ノ薄田少シ残ル。沙漠渺々トシテ旅客津ニ迷フ。

下田ノ口、亡所。
上田ノ口、汐ハ銅山ノ下迄。流家少シ。
田ノ浦、半亡所、汐ハ飯積ノ麓迄。平地ノ家ハ流ル。
出口、半亡所、汐ハ在所ノ低キ所迄。
井屋、上二同ジ。

下田、亡所、汐ハ山迄。山際ニ屋具斗残ル。家少シアリ。
鍋島、汐ハ田丁、家ニモ。窪田ハ海ニナル。
竹島、上二同ジ。
井沢、上二同ジ。

小津賀、汐ハ田丁迄。家ハ事ナシ。窪田ハ海ニナル。
佐岡、汐ハ田丁迄。家ハ事ナシ。後川ノ汐ハ敷地ノ中沢、岩田ノ境、大要寺ノ門前堤下マデ。

中村、地震ニ家ニケテ倒ル。汐ハ田丁窪マデ。渡川ノ汐ハ岩崎脇田ノ池限り。
宇山、汐ハ田丁残ナシ。津野崎境へ十三端ノ船一艘打上ル。

ろに、当時現地に立った者の嘆きがこめられている。

なにしろ大潮が四万十川を遡行して、宇山と津野崎の境(現在の西南病院の上り口)に外洋通いの十三反帆の大船が打ち上げられたというのだから、現在の我々には想像もできない大津浪が襲来したのであった。

『皆山集』刊本(6)の第八章「地震」の部に、幕府に注進した土佐藩の報告書の中に「宝永四年十月地震津浪土佐国被害統計」が載っている。その中から適宜取捨して、被害統計表にまとめると次のとおりである。

古代の白鳳、近世の宝永・安政、現代の南海大地震を土佐の四大地震という。白鳳大地震の被害は海に沈んだ五十余万頃の田園のほかは記録がないのでわからない。安政と南海地震の被害については改めて記述

家高キ故無事。

不破、汐ハ八幡ノ並松迄。家ハ上二同ジ。
津野崎、汐ハ田丁残ナシ。家ハ上二同ジ。

四万十川以西では、初崎・布・下茅(下ノ加江)・大岐以下海辺の低い村々は、宿毛の藻津までことごとく亡所となっている。亡所とは村全体が全滅状態になった意味である。

入野郷では、井田・浮津・入野・鹿持・下田ノ口五村が亡所。有井川・上川口・田野浦・出口・井屋の五村が半亡所になっている。

鞭については、「汐ハ山迄。山上ノ家無事」と書かれているが、当時は鞭の下集落には人家が少なかったため、被害が少なかったから半亡所にもならなかったであろう。

鹿持については、「山上家ハ全シ」と書きながら、「亡所」としているのは、鹿持の広い田丁が、小川から本村にかけて全く原形をとどめない荒れ方であったからである。入野から鹿持にかけてゴビの沙漠のように荒れ果て、全く別世界にきたような感じを中国の詩人を真似て、「沙漠渺々旅客津ニ迷フ」という感慨をこめた表現にしたところ

網	人	畜	建物	土地	浦	郷	船	網	米穀	木材	鯉節
死 傷 人	死 傷 馬 牛	死 傷 馬 牛	流 崩 破 損	損 損 田 畠	亡 半 亡 所	亡 半 亡 所	流 失 并 破 壊	流 失	水 濡		
計 数	一、八四四 九二六	五四二 六	一一、一七〇 四、八六六 一、七四二	五五〇石 一七〇石	六一か所 四か所	四二か所 三二か所	七六八艘	四三九帖	二四、二四二石 一六、七六四石	五四、六〇〇本	五〇八、〇〇〇節
細 目	男 五六一、女 一一、二八三 男 八〇九、女 一一七	牛 一六八、馬 三七四	役所米蔵寺社一〇七、民家一〇、九六三戸 内民家 四、七三〇戸 内民家 一、五九八戸						米 一四、一八四石 麦 一、九九三石 粳 七、九四〇石 大豆 一二六石 米 八、四一八石 麦 一一五石 粳 八、二三二石		

するが、正確な数字が残っている。

宝永地震の被害については、前述したように、その被害の数字は一応出されているものの、細部については不明な点が多いので、正確な比較にはならないが、地震よりもその地震に伴う津波による被害が大きかったことだけは確かである。

宝永と安政の両地震を比較してみると、前者の被害が後者よりも遙かに大きいのである。即ち死者は約五倍、死馬牛は一四倍強、流失家屋は約三・五倍、損田約三倍となっている。特に津浪に弱い入野郷の被害は、土佐藩全体の比較よりも何倍も大きかったことと思われる。

入野の地高一三〇〇石は大潮に洗われてすべて荒地となり、耕作できる農地は谷々に残った九〇石の山田だけとなり、村人は全く生業の手段を失ったのである。

一夜のうちに家屋敷を含めた全財産を失い、そのうえ、倒れた家の下敷きになったり、津浪にさらわれたりした肉親の最後を目の当たりに見て、当時の被災者はあらがうすべもない自然の猛威の前に、ただ呆然として立ち尽くしたことであろう。

三 江戸中期の入野郷の人口動態

寛保三年(一七四三)に編纂された『土佐国七郡郷村帳』と享和元年(一八〇一)に書かれた『西浦郷山分廻見日記』とは、『土佐州郡志』と並んで、藩政中期の土佐の国勢を見るうえでの貴重な資料である。それによって幡多郡入野郷内各村の当時の戸数・人口等に照明を当ててみよう。

寛保三年は宝永の大津浪に洗われてから三六年、大被害を受けた入野平野はまだ復興途中であつたはずである。寛保三年から更に三五年後の安永七年(一七七八)に書かれた『西浦廻見日記』によると、下田ノ口村だけでもまだ百石余の荒地が残っており、鹿持村ではまだ半免(年貢半減)を続けていたことになっている。

戸数については、前述の『土佐州郡志』の解説で、天正地検帳の場合と比較して、その増減のよって来るところを

廃と、現在それに係りのある役職にある者の一斉追放の指令であった。

このために時の内務大臣山崎巖も第一にこれに該当し、東久邇内閣は『終戦事務の一段落』を理由として総辞職せざるを得なかった。

後継首相には昭和五年浜口首相負傷入院中代理首相を勤めた幣原喜重郎が就任し、宿毛出身の吉田茂は外相として留任した。

一〇月二一日、幣原首相に対して、即時実行を要求した社会改革のGHQ指令は、

- (一) 婦人参政権による日本女性の解放
- (二) 労働組合の結成奨励
- (三) 学校教育の自由化
- (四) 秘密諷問並びに民権を制限する制度の撤廃
- (五) 経済諸機関の民主化

という民主化のための五大政策であった。幣原内閣はこれらの指令をいかに具現するかについて、その具体化を急がねばならなかった。例えば、(一)の婦人参政権については、選挙法を改正し、それを一月下旬から始まる臨時議会に

提出して法制化するという実現のための手続きを踏まねばならなかった。

これら一連の要求事項の法制化については、その根本となる明治憲法の改正が必要であり、戦後処理の区切りは新憲法の制定に俟たねばならなかった。

二 南海大地震

和歌山県潮岬沖から足摺岬沖へかけて続く北傾斜の大断層(南海スラスト)の活動により、周期的に南海大地震が起ころという学説は、高知大学の沢村武雄教授が昭和の南海大地震を実証的に踏査した結果発表したものである。

歴史の上に名の残っている白鳳(六八四)、仁和(八八七)、承德(二〇九九)、正平(二三六一)、明応(一九四八)大地震のほかにも史書に記載されなかったものもあるとみて、大体一〇〇年を周期として南海スラストが大地震をひき起こしていることを、近世以降の確実な記録が物語っている。

慶長九年(一六〇四)慶長の大地震
宝永四年(一七〇七)宝永の

安政元年(一八五四)安政の
昭和二年(一九四六)南海

宝永・安政両度の大地震と、その被害のさまについては近世史の中で略述したとおりである。

安政の大地震から九三年目、昭和二年二月二一日突如として南海大地震が襲来した。旧暦一月五日(安政地震当日)の恐怖を語り継いできた「大潮まつり」の民間行事が、昭和初年に途絶えてから約二〇年が過ぎていた。

「天災は忘れた頃にくる」という寺田寅彦の名言どおりであった。

マグニチュード八・一の大震災による被害は四国とその周辺の広い地域にまたがっているが、高知県の受けた被害が最も大きく、昭和二年二月二八日現在の「郡市別震災状況調査」では左表のような数字が出されている。

幡多郡の中では中村町の被害が特に大きく、死亡者二七三名、家屋倒壊一六二二戸、半壊四八三戸、焼失六三戸、一時は復興も危ぶまれるほどであった。大方町と白田川村の被害は次頁の表のとおりで、宝永・安政両度の震災と比較すると、その被害度が軽く済んだのは、大津浪の襲来がなかったからである。

大災害を起こすほどの大津浪はなかったが、大地震にはつきものの津浪現象は起こっていて、海岸に近い家屋の流失も三戸あり、漁具や漁網を保管してあった倉庫はほとんど

計	区分		死亡者	行方不明	負傷者	家			焼失	田畑浸水	船舶流失	罹災者
	郡市別	死亡者				倒壊	半壊	流失				
六七〇	安芸郡	三〇	五	九六	三三〇	一、二二四	八	一九六	七、二四五	九〇	七、七二二	
	香美郡	五		一五	五四	二九〇		一八五	八、一八八		一、一六六	
	長岡郡	一五		四二	九三	三八三		一八五	七、三〇六		一、四三五	
	土佐郡	一一		三三	一、一七五	一、九五七		九	四、六八四		二〇、四〇五	
	高知市	二二		三三	七五	二七三		九	一、三〇六		一、一五七	
	吾川郡	八		二二	四三八	一、九四三		八	七、一八八		一、四四六	
	高岡郡	六	四	一五	四三	二七三		八	七、一八八		一、四四六	
	幡多郡	三〇		一七	二、七三九	三、三〇二		八	七、一八八		一、四四六	
六七〇	計	一、八三六	九	四、九〇四	九、三六二	五、五六六	一、九六	七、二四五	八、一八八	七、一八八	七、一六二	

町村	死亡者	負傷者	家		流失	田畑 被害	船舶 流失
			倒壊	半壊			
大方町	二二	一一	二五八	三四七	三	一五町	五隻
白田川村	八	一	三	五〇	〇	五〃	〇〃
計	三〇	一二	二六一	三九七	三	二〇〃	五〃

ど軒並み流されてしまった。

また戦後てつとり早い現金収入の手段として、原始的製塩業を始める者が多く、さしにも広い入野海岸も、天気の良い日には塩取りにいそむにわか業者で浜も埋まるほどの活気を呈していたが、その製塩業者たちが現場に放置してあった製塩用具がごとごとく流されてしまった。

これは地震直後に押しよせた第一波が予想していたよりはずっと小さかったので、大したことはないと思断していたため、第二波第三波に対する対策をおろそかにしていたためであった。

三 日本国憲法

G H Qの指令に応えるためにも、更に進んではG H Qの指令がなくても、健全な新体制を構築するために、その基盤となる憲法を制定することが、当時の日本の当面した先決条件であった。

幣原首相は松本蒸治国務相を主任とする「憲法問題調査委員会」を発足させ、昭和二十一年二月二六日にG H Qに政府案を提出させたが、それは天皇統治の大原則を残した内容になっていた。

日本政府案を却下したG H Qはマッカーサー三原則「天皇制の存置」「戦争放棄」「封建制の廃止」に基づく原案を一〇日間足らずで作製し、新憲法制定のための基本線を示した。

日本政府はこれを基盤に政府案の作製を急ぎ、三月六日「憲法改正要綱」を発表し、マッカーサー草案の大綱を「日本国憲法」の中に盛りこむ形で憲法改正作業が進められ